

2025年9月末時点で、神戸市への提出が確認できていない方にお送りしています。

案内が届いたことを、担当のケアマネジャーへご連絡ください。

2025年11月20日

## — 神戸市からのお知らせ —

### 『わたしの避難計画(個別避難計画)』を作りましょう！

日ごろ、災害について考えることはありますか？

『わたしの避難計画(個別避難計画)』とは、災害時、避難行動要支援者(※)がスムーズに避難できるよう、事前に「避難支援を行う人」や「避難場所」、「避難の際に配慮が必要なこと」など、避難支援に必要なことを一人一人の状況に合わせて決めておき、市町村や支援を行う関係者と共有するものです。

神戸市では、ハザードエリアにお住まいの要介護5の方を優先的に『わたしの避難計画』を作成するべき対象者と定め、ケアマネジャーと協力し作成を進めています。

つきましては、ご本人・ご家族等がご担当のケアマネジャーと協力して『わたしの避難計画』を作成いただき、神戸市へのご提出をお願いします。

※避難行動要支援者(災害時要援護者)…高齢者や障害者等、災害時に手助けが必要な方

#### 1.『わたしの避難計画』作成の対象者

ハザードエリアにお住まいの要介護5の方

※ただし、以下の施設に入所している方は対象外となります。

介護医療院、介護型ケアハウス、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、

介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害児入所施設(医療型)、介護療養型医療施設、

障害児入所施設(医療型)、障害児入所施設(福祉型)、障害児入所施設

※対象外の方も、作成不同意の場合と同様の方法でご提出をお願いいたします。

※本資料は、2025年9月26日時点の住民票情報をもとに対象者の方へお送りしています。

#### 2.送付物

- ・本通知文(『わたしの避難計画』を作りましょう！)
- ・わたしの避難計画様式【提出用紙】
- ・記入例(同意の場合)
- ・記入例(不同意・対象外の場合)
- ・てびき(わたしの避難計画 つくりかた)
- ・返信用封筒

#### わたしの避難計画 見本

--	--

#### 3.提出期限

2026年2月27日(金) 消印有効

※期限を過ぎた場合も提出を受け付けますが、  
期限内にご提出が確認できなかった場合、  
改めて作成案内をお送りすることがあります。

作成・提出の方法はうら面へ

今回(2025年11月)より、オンラインによる提出を開始しました。

## わたしの避難計画の作成・提出方法

### 1. 担当ケアマネジャーへ作成の相談

- ・作成資料が届いたことを担当ケアマネジャーにお伝えください。



### 2. ご本人、ご家族(必要に応じて支援者)、ケアマネジャーで計画の作成

- ・作成に当たっては、別紙「わたしの避難計画つくりかた」と「記入例」をご覧下さい。
- ・作成を通し、これから準備が必要なことの確認に役立ててください。



### 3. ケアマネジャーが作成した計画を神戸市へ提出

- ・作成対象外や不同意の場合もご提出をお願いいたします。

※記入(入力)方法は『記入例』等の資料をご参考ください。

#### 郵送(紙)での提出の場合

- ・作成後のわたしの避難計画は、原本をご本人、ご家族で保管いただき、  
計画の写しを担当ケアマネジャーの事業所と神戸市に共有してください。
- ・担当ケアマネジャーの方は、郵便局窓口から、計画の写しを提出してください。

#### オンラインでの提出の場合

- ①回答フォームから計画項目を入力し、回答を送信してください。  
※対象外・不同意の方は①のみ。

※回答フォームは、神戸市 HP「個別避難計画(わたしの避難計画)」のページ下部『作成の流れ』からもアクセス可能です。

- ②後日、神戸市より作成後の計画書を事業所宛に郵送します。  
担当ケアマネジャーの方は、計画書を事業所用として保管するとともに、コピーをご本人、ご家族に提供してください。

#### 回答フォーム

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kobe-individual-evacuation-plan>

#### Q. 神戸市 個別避難計画

※パソコンからの場合は、  
神戸市 HP に掲載の  
リンクをご活用ください。

## 提出後の活用方法

### 同意で提出された場合

お住まいの地域の災害時要援護者支援団体に、情報を提供する予定です。



※災害時要援護者を必ず助けることができることを保証する取組ではありません。

※支援はあくまで日頃の近隣との交流(地域コミュニケーション)に基づき、善意により行われるものであり、支援者は自分・家族の安全を確保することが最優先されるものです。

※災害発生時において支援ができなくても、責任を負うものではありません。

※共有を行う災害時要援護者支援団体や時期については、現在調整中です。

### 行政のみへの共有で提出された場合

行政(市・区)にて情報を管理します。

### 不同意で提出された場合

今後、行政から作成案内は行いません。

## 提出期限(再掲)

2026年2月27日(金) 消印有効

※期限を過ぎた場合も提出を受け付けますが、期限中にご提出が確認できなかった場合、

改めて作成案内をお送りすることができます。

【担当】神戸市福祉局くらし支援課 垣田・大野

電話:078-322-0308